

会 議 録

会 議 名	令和7年度第1回東松山市成年後見推進懇談会					
開 催 日 時	令和7年8月19日（火）	開 会	午前10時00分			
		閉 会	午前11時30分			
開 催 場 所	東松山市総合会館1階多目的室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 参加者紹介 4 議事 (1)東松山市成年後見センターの実績と取組 (2)（仮）東松山市成年後見推進協議会について 5 その他 6 閉会					
公開・非公開の別	公開	傍 聴 者 数	1人			
非公開の理由 （非公開の場合）						
参加者出欠状況	座長	安間江身子	出席	参加者	山下 茂	出席
	参加者	高谷 昇	出席	参加者	金杉 明	出席
	参加者	濱松 敦子	出席	参加者	林 茂史	欠席
	参加者	武井さとみ	出席			
	健康福祉部 部長 柳沢 知孝			健康福祉部 次長 山口 勉		
	社会福祉課長 山口 剛史			社会福祉課副課長 忽滑谷陽一		
	社会福祉課主任 岡安 睦実			社会福祉協議会 地域福祉課長 内藤 高子		
	社会福祉協議会 田辺 千乃			総合福祉エリア 相談支援事業所 阿久津 明子		

次 第	顛 末
1 開 会	(事務局開会宣言)
2 あいさつ 山口課長	会議の開催にあたり、柳沢健康福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。 — 柳沢部長挨拶 —
3 参加者紹介 山口課長	ありがとうございました。本日の懇談会にご参加いただきました皆様の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。 — 参加者紹介 — 続きまして、職員を紹介させていただきます。 — 事務局職員の紹介 —
山口課長	議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。 本日配付いたしました資料は、 次第 東松山市成年後見推進懇談会参加者名簿 資料1 東松山市成年後見センターの実績と取組 別添事例資料 資料2 (仮称) 東松山市成年後見推進協議会について 身元保証事業者との契約に関する啓発リーフレット新聞記事 以上の6点となります。 不備等がございましたら、お声掛けください。
山口課長	これより議事に入らせていただく前に、本懇談会の進行につきまして、「懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる」となっております。

	つきましては、本日の参加者の皆様の中から座長をご選出いただきたいのですが、お引き受けいただける方はいらっしゃいますでしょうか。 いらっしゃらないようでしたら、法律専門職として成年後見人を複数件受任されています司法書士の安間江身子様に座長をお願いしたいのですが、皆さまご異議はございませんでしょうか。 — 委員の同意 — ありがとうございます。それでは、議事の進行につきまして、安間様にお願いしたいと存じます。 安間座長 進行を務めさせていただきます司法書士の安間です。皆さまのご協力を頂きまして、スムーズな進行に努めたいと思います。 まず、この懇談会は、東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき公開とさせていただきます。本日の会議に傍聴の申込はありますでしょうか。 忽滑谷副課長 本日の会議について傍聴の申込は1名ございます。 安間座長 傍聴を許可することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 安間座長 それでは、傍聴の許可をします。事務局は、申込みをいただいた方を入室させてください。 議事録を確認し署名する方を2名の方をお願いしたいと思います。 つきましては、会議録に署名していただく方をご指名いたします。名簿順に 山下さん、高谷さん、の2名に、お願いいたします。 4 議事 安間座長 それでは、議事に移ります。 議事（1）東松山市成年後見センターの実績と取組について、事
--	---

	務局から説明をお願いします。
社会福祉協議会 内藤課長	(1) 東松山市成年後見センター実績と取組について 資料1、別添事例資料を使って説明
安間座長	ありがとうございました。 2ページの相談・申立て支援の統計の数値で、実相談数33人というのは相談者本人の件数でよろしいでしょうか。
内藤課長	そのとおりです。
安間座長	一度の相談では終わらないため、何回も相談を行った結果、延べ件数の数値となり、成年後見センターだけでは解決せず関係機関と連携したというグラフとなったということでよろしいでしょうか。
内藤課長	そのとおりです。
安間座長	この件について、ご質問等ありますでしょうか。 — 質疑なし —
安間座長	相談事例①は、法律的な問題への関与と経済的な問題があり対応が困難であったと考えます。後見相当で単身家庭で経済的に困窮している方、滞納による訴状が熊谷地方裁判所から届いている状態で、後見人をつけないといけないと考え、口頭弁論の期日も迫っているため弁護士事務所に相談をしたとのことですね。 弁護士の方からどのようなお話がありましたか。
内藤課長	本人の認知機能の状態を裁判所に見ていただくためにも、口頭弁論には行ったほうがよいとの助言をいただきました。
安間座長	その弁護士の方が案件を受任していただけることはなかったのでしょうか。法テラスについてはどうでしょうか。

内藤課長	受任については難しいとの回答でした。法テラスの利用は、勝つ見込みのない案件のため、難しいとのことでした。
安間座長	裁判所に認知機能を見ていただくとは、どのような意図でしょうか。
山下氏	この方に判決をしても無駄だということではないでしょうか。そのような意味ではないでしょうか。 法テラスが受ける基準として勝訴できる見込みがあるか、今回の件は法テラスでも難しいということになります。 生活保護の基準には満たなかったのでしょうか。
内藤課長	生活保護は該当にならないとのことでした。年金収入はあるが、ご本人がその中で生活をするのができない状態でした。
山下氏	成年後見人がつく報酬を支払う必要がありますが、その点はどのように考えていたのでしょうか。
内藤課長	必要があれば報酬助成の制度を活用することを考えておりました。
安間座長	経済的困窮の状態の方でしたが、相談をする際に社協が連れて行ったということですね。
内藤課長	通常は行いませんので、とても悩みました。しかし、ご本人が弁護士相談や口頭弁論に行かなければ、その先の支援に進まないことや、ご本人の手持ち金では交通費が払えないことなどから、内部で検討をし、社協の車で行くこととしました。
山下氏	このケースでは裁判所に行かなくてもよかったのではないのでしょうか。判決が出て家を明け渡すということになるケースかと思います。
内藤課長	そのような判断が成年後見センターではできず、弁護士からの助

	言を受け、行かなくてはいけないものだと理解し、そのように対応しました。
安間座長	口頭弁論に出頭したことで、引き伸ばすことは可能でしょうか。
山下氏	難しいと思います。
安間座長	弁護士の方にお金がない事情は説明しましたか。
内藤課長	お金がない前提でお話はしましたが、具体的に裁判所に行くまでのお金がないという相談はしていません。
安間座長	裁判所までの同席は、成年後見センターの職務の範囲なのか疑問に思います。包括支援センターの方と協議はしたのでしょうか。
内藤課長	裁判所に行く前に相談する機会がありました。
安間座長	この件について、包括支援センターの立場としてはどのように考えますか。
濱松氏	話し合いの中では、ご本人の判断能力の確認を優先し、その後、どのような支援ができるかを検討するという話をしていました。法的な部分に関しては、包括支援センターも成年後見センターも関与が難しいと感じます。関与できる範囲であれば、ご家族への連絡や、認知能力が低下し対応が難しいと裁判所に伝えることかと思います。
安間座長	関係者の会議の中で、法律的助言があれば対応が変わったと思います。関係者会議を開く際に、弁護士の方に出席いただくことはできるのでしょうか。
内藤課長	ケース会議に弁護士に参加いただく仕組みはできておりません。
高谷氏	関係者会議に出席いただいたことはないのですが、埼玉弁護士会

	熊谷支部に相談したことはあります。
山下氏	埼玉弁護士会の熊谷支部や川越支部に依頼し、成年後見制度に詳しい弁護士の名簿を作成してもらって、必要となった場合にはその中から都合の付く方に来ていただいたらどうでしょうか。
安間座長	名簿というものはあるのでしょうか。
内藤課長	成年後見センターで所有している名簿は、市から提供いただいた成年後見人の申立て支援に相談できる近隣の弁護士の名簿です。
安間座長	埼玉弁護士会の熊谷支部に成年後見センターや市役所から依頼をし、成年後見に協力していただける名簿を作成してもらって、専門の先生に最初から会議に参加してもらったらいかがでしょうか。
阿久津氏	相談できるリストがあると、今より気軽に相談できると思います。障害のある方の中にも法的支援が必要な方がいるので、仕組み作りを進めていただくと心強いです。
武井氏	多岐にわたる課題を抱えた相談者が増えてきています。弁護士の方に相談し、課題解決の見立てを立てていただくことは、その先を左右してくると思うので、弁護士の方との関係作りが重要だと思います。
安間座長	市の顧問弁護士に相談はできないのでしょうか。
山口次長	市の顧問弁護士には、市と相手方との問題についての相談になるため、個々についての相談をすることはできないと思います。
濱松氏	包括支援センターでは、虐待の会議に出席いただく弁護士の方がいますので、お声がけできる弁護士の方はいます。また、地域包括ケア会議に専門職を呼ぶことができるかと思います。
山下氏	件数が多くなる可能性もあるので、できれば名簿を作成し仕組み

	づくりを進めるほうがよいと考えます。
安間座長	障害の分野では、仕組みがありますか。
阿久津氏	ありません。
安間座長	地域包括支援センターではそのような仕組みがあるとのことですが、障害の分野では大きな会議を行っていないため仕組みや予算がないとのことですね。市役所で何らかの検討をしていただけますでしょうか。
山口課長	今後同様のケースについて対応を考えていかないといけないかと思しますので、検討させていただきます。
安間座長	よろしくお願いいたします。 法律的問題への関与と経済的問題への関与がある事例では、会議の中で専門家の方の助言をいただくことが重要であるとのことでした。高齢の分野ではその仕組みがあるので、積極的に活用していくことが大切ですし、障害の分野では仕組みそのものがないため、市が成年後見センターと連携し仕組み作りを進めていただきたいと思います。
安間座長	次に身元保証についてですが、成年後見センターが関与した事例では、身元保証という仕事をどう捉えたらよいかということが課題に上がりました。山下先生より身元保証についてご教示いただきます。
山下氏	今回の事例では、社会福祉士に身元保証人を依頼したとありますが、身元引受と保証の責任が生じてしまうので難しいと考えます。身元保証事業者について指導監督を行う機関が明確ではなく、規制もないため問題になっています。何年か前に、身元保証を行っている事業者が倒産し、大きな問題となりました。現在では、連帯保証について極度額を定めないと無効となっています。 相談者で親族が誰もいないケースでは、身元保証事業者ではなく

	ホームロイヤー契約を案内し、身元保証と連帯保証を引き受けています。お亡くなりになった場合には公正証書遺言により片付けなども行い最後まで支援します。 一方で、経済的に困窮している方には、上記の方法が取れないので、どこが担うのかが課題です。行政が担う必要があるのかもしれませんが。
安間座長	リーフレットにあるように、身元保証事業者との契約ではなく、成年後見制度やホームロイヤー契約、死後事務契約等、他に活用できる制度を知っておくことが重要です。身元保証事業者について、指導監督機関もなく規制もないため危険があるということです。 一般の方で身元保証を求められて困ったケース等がありますか。
金杉氏	私自身はないですが、平均寿命が長くなりこのような事例に遭遇することは少なくないと考えます。民生委員として、地域の中で見守りを行いながら、自分自身も知識を得て気をつけていく必要があると感じました。
安間座長	成年後見制度ではありませんが、隣接した問題でだと思いますので、市と連携し啓発活動を進めていただくことが必要だと考えます。
内藤課長	成年後見センターに相談に来る方は、成年後見制度の相談に来る方だけでなく、法律問題など周辺の課題を抱えている人も多いので自分達の知識を高める必要もありますし、啓発活動も必要と考えます。
高谷氏	法的な課題だけではなく、複合的な課題を抱えた方が増える中で、関係者がしっかり集まれるネットワークが必要ではなかと考えますので御検討よろしくお願いします。
安間座長	議事（２）（仮）東松山市成年後見推進協議会について説明をお願いいたします。
忽滑谷副課長	－ 資料２を使って説明 －

内藤課長	
安間座長	どうもありがとうございました。 地域福祉計画 8 1 ページの統計の数字については、東松山市の件数ということでよろしいでしょうか。
忽滑谷副課長	そのとおりです。
安間座長	令和 6 年度の市長申立ての件数は。
忽滑谷副課長	5 件となっており、例年どおりの状況です。
安間座長	今後も 5 件前後で推移していくということですね。 市民後見人の活用や活動の場も、今後この協議会の中で検討していくとのことですが、現在はどうのように考えていますか。
内藤課長	社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員を 2 ～ 3 年経験を積んでいただき、その中でその方の適性を見ていきたいと考えます。一番大切なことはご本人との「関係性構築」であると考えますので、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行する際に、信頼関係が構築されていれば、受任調整会議にて検討し、後見人候補者として申立てにつなげる形を想定しています。 また、法人後見支援員として活動いただき、先々社協と市民後見人が共同受任していくということも考えています。
安間座長	候補者を立てずに裁判所に申立てをした場合、市民後見人を自主的に選任していただくことは難しいと考えますがいかがでしょうか。
山下氏	難しいと思います。市民後見人は、弁護士や司法書士が足りなくなるため市民後見人を増やそうとしているのでしょうか。また、市民後見人はどのような人を想定しているのでしょうか。仕事として成立するものなのか、ボランティアとしてなののでしょうか。

内藤課長	仕事としては想定していません。将来的に、社会貢献として市民後見人として活動したいと考えている方が多いです。埼玉県では、60～70代で市民後見人として活動している方が多い状況です。 市民後見人は、寄り添い型の後見を目指しています。担い手が少ないという課題もありますが、専門職の方が担う部分以外で、本人との関係性を重視し、寄り添い方で支援していくのが市民後見人だと考えます。
安間座長	裁判所は市民後見人の一覧を持っていないため、候補者を立てないと市民後見人が選任されない課題がありますので、市長申立の場で市民後見人を候補者として挙げる必要があります。市長申立の場で市民後見人を候補とすることについて、市と成年後見センターは連携がとれていますか。
内藤課長	現在、市長申立ての検討に成年後見センターは関わっていませんので、検討の場に出席させていただく仕組みが必要と考えます。
山口課長	現在、市長申立ての庁内調整会議の場で後見人相当か諮っていますが、今後、成年後見センターとの連携が必要と考えます。
安間座長	市長申立ての場で成年後見センターと連携ができていないと、せっかくの市民後見人養成が無駄になってしまうため、ぜひ連携できる仕組みを構築していただきたいと思います。 地域福祉計画の82ページに「後見人支援」とあり、親族後見人からの相談にも対応とありますが、事例はありますか。
内藤課長	研修会の中での相談はありますが、親族後見人としての悩みとしての単独の相談は今まではありません。
武井氏	同じくありません。
安間座長	今までないということですが、これからどのようなことを考えていますか。

